

複数選任された被告事件の弁護士の方へ

記録謄写費用にご注意ください。

国選弁護人の事務に関する契約約款別紙算定基準第31条第5項では「同一の被告事件に複数の国選弁護人が選任されている場合であっても、当該事件の記録については、重ねて記録謄写費用は支給しない。」と規定されています。

その趣旨は、同一の被告事件に複数の国選弁護人が選任されている場合は、一つの謄写記録を複数の弁護人で共用することが期待できることや、(否認事件、法定刑に死刑の定めがある罪に係る事件、公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件、記録の丁数が2000を超える事件では)謄写記録の複製を作成して複製に係る費用を請求する余地もあること(同条第6項)に照らし、個々の国選弁護人がそれぞれ謄写をする必要性は乏しいと考えられるというところにあるものと考えられます。

被告事件の国選弁護人が複数選任されるケースでは、選任された弁護士それぞれが記録の謄写をすることによって、一方の弁護士には記録謄写費用の支給はできるが、他方の弁護士には同費用の支給ができない事態も想定されます。

そこで、上記のような事態を避けるためには、複数選任された弁護士同士で、記録の謄写を行うのは誰かについて、事前に連絡を取り合うなどしていただきますようお願い申し上げます。